
まほろば健康パーク整備運営事業 維持管理・運営に係る準備協定書（案）

まほろば健康パーク整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、奈良県（以下「甲」という。）と〔●●グループ〕を構成する〔代表構成員名●●〕、〔構成員名●●〕及び〔構成員名●●〕（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり維持管理・運営に係る準備協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が公募型プロポーザル方式により本事業のうちの維持管理・運営に係る優先交渉権者として乙を選定したことを確認した上で、設計建設企業の募集、並びに甲と乙及び設計建設企業との間で提示条件に従って締結する本事業に係る基本協定（以下「基本協定」という。）締結に向けて、甲及び乙間の協力義務等について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、提示条件に従って締結される本事業に係る契約をいう。
- (2) 「代表構成員」とは、乙のうち乙を代表し募集手続きを行う者である〔代表構成員名●●〕をいう。
- (3) 「構成員」とは、乙のうち代表構成員以外の者である〔構成員名●●〕、〔構成員名●●〕及び〔構成員名●●〕をいう。
- (4) 「設計建設企業」とは、甲が総合評価型一般競争入札方式により本事業のうち設計・建設業務に係る落札者として選定する者をいう。
- (5) 「設計建設提案書類」とは、設計建設企業が本事業に係る総合評価一般競争入札において甲に提出した提案書及び甲からの質問に対する回答書その他設計建設企業が基本協定締結までに提出する一切の書類をいう。
- (6) 「全体代表企業」とは、乙及び設計建設企業を代表する企業である【全体代表企業名】をいう。
- (7) 「提案書類」とは、乙が本事業の維持管理・運営に係る事業者の選定における公募型プロポーザル方式手続において甲に提出した提案書及び甲からの質問に対する回答書その他乙が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- (8) 「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において甲が提示した一切の条件をいう。
- (9) 「募集要項」とは、本事業の維持管理・運営に係る公募型プロポーザル方式による事業者の選定に関し、令和●年●月●日に公表された募集要項並びに募集要項の添付資料及び付属資料から、要求水準書を除いたものをいう。

（誠実対応義務等）

第3条 甲及び乙は、設計建設企業の募集及び基本協定の締結に向けて、信義則に基づきそれぞれ誠実に対応する。

-
- 2 乙は、乙が募集要項の内容等を十分に理解し、また提示条件を遵守の上で、甲に対し提案書類を提出したことを確認する。また、乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の維持管理・運営に係る公募手続における、まほろば健康パーク整備運営事業者選定委員会及び甲による乙に対する意見及び要望内容を尊重しなければならない。

(乙の責務)

第4条 乙は、甲による本事業の設計建設企業の募集に係る総合評価型一般競争入札手続において、甲の求めに応じ、乙の意見や要望を反映するために必要となる支援及び協力（基本設計図書を含む募集に係る資料についての助言、公募資料に関する質問に対する回答支援、応募者との個別対話への同席等を含む。以下この条において同じ。）を行う。

- 2 乙は、前項の支援及び協力における乙から甲に対する意見や要望が、甲の想定から逸脱する場合にあっては反映されないものが有り得ることを了解し、また、設計建設企業の選定について異議を申し立てない。
- 3 乙は、本協定に定める乙の義務（本条第1項に定める乙の支援及び協力を含む。）をいずれも乙の費用と負担において履行するものとし、甲は乙に対し対価、報酬、費用の補償等の金銭的負担及びその他一切の負担を行わない。
- 4 乙は、本協定締結後甲が設計建設企業を選定するまでの間、甲が認める場合を除き、設計建設企業の募集に係る総合評価型一般競争入札に参加しようとする者及び参加した者（その従業員及び協力会社等を含む。以下この項において同じ。）と接触をもってはならない。
- 5 乙は、設計建設企業の募集に係る総合評価型一般競争入札に参加しようとする者及び参加した者から接触があったときは、その旨を速やかに県に報告する。
- 6 乙は、設計建設企業が総合評価型一般競争入札に基づき選定された場合、甲及び設計建設企業との間で、速やかに、同入札手続において甲が公表した基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結する。

(協定の解除)

第5条 提示条件に従って基本協定が締結されるまでに、乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は、乙全員との間で本協定を解除することができる。提示条件に従って基本協定が締結されるまでに、設計建設企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、甲と乙との間で対応を協議のうえ、甲が本事業継続の可否を決定し、乙はこれに従うものとする。甲が本事業を継続しないと決定したときは、甲は、乙全員との間で本協定を解除することができる。本協定が解除された場合、乙は本事業における優先交渉権を当然に失うものとする。なお、第6号から第8号については、乙又は設計建設企業の役員又は使用している相当の責任の地位にある者若しくは本事業に関与する従業員がこれに該当する場合も含む。

- (1) 本事業の公募手続に関し、乙又は設計建設企業が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は、乙若しくは乙の構成事業者である事業者団体（以下「事業者団体」という。なお、乙と事業者団体とを併せて以下「事業者等」という。）が同法第8条1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下、「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定した

とき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が、独占禁止法第 8 条の 2 の規定に基づき事業者団体に対して行われたときは、事業者団体に対する命令で確定したものをいい、独占禁止法第 7 条の規定に基づき事業者団体ではなく乙又は設計建設企業に対して行われたときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業の公募手続に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 本事業の公募手続に関し、乙又は設計建設企業の役員又は使用人について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6、同法第 198 条、又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号による刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。
 - (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
 - (5) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
 - (6) 自己、自己が経営する法人その他の団体、自己が所属する法人その他の団体又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用していること。
 - (7) 暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
 - (8) 暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
 - (9) 第 4 号から第 8 号に掲げるもののほか、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 基本協定の締結までに、乙又は設計建設企業において、募集要項等に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合、又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合、甲は、本協定を解除することができる。
 - 3 前項に定める場合において、乙又は設計建設企業が前項の参加資格を欠くに至った場合には、甲は基本協定の締結にあたり、甲が別途指定する期間内に、募集要項等に従い、参加資格を欠いた乙又は設計建設企業に代わって、参加資格を有する代替企業の補完を求める場合がある。ただし、全体代表企業又は管理運営代表構成企業の変更は認めない。
 - 4 本条第 1 項及び第 2 項に掲げる場合のほか、基本協定の締結までに、乙が本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達することができずと甲が認めるとき、又はその他乙若しくは設計建設企業の責めに帰すべき事由により、本協定又は本事業の履行が困難であると甲が認めるときは、前項の規定にかかわらず、甲は、本協定を解除することができる。
 - 5 本条に基づき本協定が解除された場合、乙は甲に対して、一切の異議を述べず、また、甲に対して損害賠償請求、費用求償請求その他一切の請求を行わない。
-

(基本協定不成立の場合の処理)

第6条 前条で定める他、乙若しくは設計建設企業の責めに帰すべき事由により甲が基本協定の締結を行わないことを決定した場合、又は甲が合理的な理由により設計建設企業募集に係る入札を行わず若しくは入札手続を取りやめた場合、甲は本協定を解除し、基本協定を締結しない。甲の責めに帰すべき事由があると合理的に認められる場合を除き、当該解除がなされたときにおいて、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用（募集に要した費用を含む）は各自の負担とし、次条に規定する違約金等を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(違約金等)

第7条 甲が、本協定を解除するか否かにかかわらず、乙に第5条第1項各号の事由が生じた場合又は乙の責めに帰すべき事由により前条に基づき甲が本協定を解除した場合は、乙及び当該事由に該当する者は、連帯して、乙が提案した提案価格に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(秘密保持)

第8条 甲(甲から本事業の公募に係る支援業務を受託している者を含む。以下本条において同じ。)及び乙は、本協定の履行に関連して相手方から受領した情報(以下「秘密情報」という。)を責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的で当該秘密情報を使用しないこと、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 情報の提供時点で公知である情報
- (2) 相手方から情報が提供される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 情報の提供後に甲又は乙の責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 情報の提供後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した同様の情報
- (5) 甲及び乙が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 前2項にかかわらず、甲及び乙が裁判所により開示を命ぜられた場合、甲が設計建設企業に対して本事業に関して必要な事項を開示する場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する(本条で規定された内容と実質的に同じ内容の守秘義務を課して開示する場合に限る。)場合及び法令に基づき開示する場合は、甲及び乙は相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、当該目的に合理的に必要な限度で、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、相手方に対する事前の通知を行うことを要せず、事後的な通知で足りるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第9条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、奈良地方裁判所を本協定に関する一切の裁判に関し第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結日から基本協定の締結又は本協定が解除された日までとする。ただし、基本協定の締結に至らなかった場合は、基本協定の締結に至る可能性がないと甲が判断して管理運営代表構成企業にその旨を通知した日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第6条、第7条及び第8条の規定の効力は存続するものとする。

(補則)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。ただし、合理的な期間において協議をしてもなお協議が調わない場合、甲が必要な事項を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

以上を証するため、本協定を2通作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保持する。

令和●年●月●日

[甲]

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県

奈良県知事 山下 真

印

[乙]

(代表構成員)

住 所

名 称

代表者

印

(構成員)

住 所

名 称

代表者

印

(構成員)

住 所

名 称

代表者

印

(構成員)

住 所

名 称

代表者

印

(構成員)

住 所

名 称

代表者

印